第九十条の四第二項中「又は第三号」を「、第三号又は第四号」に改め、第七章中同条の次に次の二条を加える。

（台帳情報を提供する場合における配慮）

第九十条の五　市町村長は、前条第一項第四号の規定により台帳情報を提供するときは、地域防災計画の定めるところにより、台帳情報の提供を受ける者に対して台帳情報の漏えいの防止のために必要な措置を講ずるよう求めることその他の当該台帳情報に係る被災者及び第三者の権利利益を保護するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

（秘密保持義務）

第九十条の六　第九十条の四第一項第四号の規定により台帳情報の提供を受けた登録被災者援護協力団体の役員若しくは職員又はこれらの職にあつた者は、正当な理由がなく、同号の規定により提供を受けた台帳情報に関する秘密を漏らしてはならない。

第九十二条第一項中「第七十四条の四」を「第七十四条の四第一項」に改める。

第百十三条の前の見出しを削り、第十一章中同条の前に次の一条を加える。

第百十二条の二　第九十条の六の規定に違反して秘密を漏らした者は、一年以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。

本則に次の二条を加える。

第百十八条　第三十三条の六の規定に違反して秘密を漏らした者は、二十万円以下の過料に処する。

第百十九条　第三十三条の四の規定に違反した者は、十万円以下の過料に処する。

（災害救助法の一部改正）

第二条　災害救助法（昭和二十二年法律第百十八号）の一部を次のように改正する。

目次中「第三十一条」の下に「・第三十一条の二」を加える。

第四条第一項中第十号を第十一号とし、第六号から第九号までを一号ずつ繰り下げ、第五号の次に次の一号を加える。

六　福祉サービスの提供

第七条第一項及び第三項中「医療」の下に「、福祉」を加える。

第八条に次の三項を加える。

2　都道府県知事等は、登録被災者援護協力団体（災害対策基本法第二十三条第七項に規定する登録被災者援護協力団体をいう。以下この条及び第三十一条の二において同じ。）を救助に関する業務に協力させることができる。

3　都道府県知事等は、前項の規定による協力命令を受けた登録被災者援護協力団体が、正当な理由がなく当該協力命令に従わなかった場合には、その旨を内閣総理大臣に通知するものとする。

4　第二項の規定により登録被災者援護協力団体を救助に関する業務に協力させる場合においては、その実費を弁償しなければならない。

第十五条第二項中「第八条」を「第八条第一項又は第二項」に改める。

第十八条第二項中「第七条第五項」の下に「又は第八条第四項」を加え、「第八条第一項若しくは第二項」に改める。

第三十一条に見出しとして「（都道府県知事による情報提供）」を付し、第四章中同条の次に次の一条を加える。

（登録被災者援護協力団体による情報提供）

第三十一条の二　登録被災者援護協力団体は、第八条第二項の規定により都道府県知事等に協力して救助を行った者について、災害対策基本法第九十条の三第四項の規定により情報の提供の求めがあったときは、当該提供の求めに係る者についての同条第二項第一号から第四号までに掲げる情報であって自らが保有するものを提供するものとする。

（水道法の一部改正）

第三条　水道法（昭和三十二年法律第百七十七号）の一部を次のように改正する。

第二十四条の三第六項及び第二十四条の八第二項中「並びに第三十九条」を「、第三十九条」に改め、「除く。）」の下に「並びに第四十条の二第一項及び第二項」を加える。

第三十一条の表第二十四条の三第六項の項中欄中「第三十六条第二項」の下に「、第三十九条（第二項及び第三項を除く。）並びに第四十条の二第一項及び第二項」を加え、同項下欄中「第三十六条第二項」の下に「並びに第三十九条（第二項及び第三項を除く。）」を加え、同表第二十四条の八第二項の項を次のように改める。

第二十四条の八第二項	第十七条、第二十条	第二十条
	第二十三条第一項、第二十五条の九	第二十三条第一項
	、第三十九条（第二項及び第三項を除く。）並びに第四十条の二第一項及び第二項	並びに第三十九条（第二項及び第三項を除く。）

第三十四条第一項の表第二十四条の三第六項の項中「並びに第三十九条（第二項及び第三項を除く。）並びに第四十条の二第一項及び第二項」に改め、「第一項」の下に「及び第三項を除く。）」を加える。

第三十九条の二の次に次の一条を加える。

（日本下水道事業団法の特例）

第三十九条の三　日本下水道事業団は、日本下水道事業団法（昭和四十七年法律第四十一号）第二十六条第一項に規定する業務のほか、同項第一号の終末処理場等の建設並びに同項第二号イ及びロに掲げる管渠の建設に関する工事に係る技術を活用して行う業務として、地方公共団体（都道府県又は市町村にあつては、災害対策基本法（昭和三十六年法律第二百二十三号）第四十条第三項又は第四十二条第三項の規定に基づき同法第四十条第一項に規定する都道府県地域防災計画又は同法第四十二条第一項に規定する市町村地域防災計画に公共的団体又は民間の団体との連携に関する基本的な方針（次項において「連携方針」という。）を定めているものに限る。）である水道事業者等と次に掲げる事項を定めた協定（以下この条において「協定」という。）を締結し、当該水道事業者等の管理する水道施設が災害により損傷した場合における当該水道施設の工事の業務を行うことができる。

一　協定の目的となる水道施設

二　日本下水道事業団が水道施設の損傷の程度その他の水道施設の状況に応じて行う前号の水道施設の工事の内容

三　前号の工事に要する費用の負担の方法

四　協定の有効期間

五　協定に違反した場合の措置

六　その他必要な事項

2　都道府県又は市町村が締結する協定は、連携方針に即したものでなければならない。

第四十条の次に次の一条を加える。

（災害時の給水装置の操作）

第四十条の二　水道事業者は、災害により損傷した水道の機能を回復するため緊急に配水管の調査及び復旧を行う必要があると認めるときは、その職員をして、当該水道によつて水の供給を受ける者の土地に立ち入り、給水装置を操作させることができる。

2　前項の規定により給水装置の操作に従事する職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があつたときは、これを提示しなければならない。